

カトリック唐崎教会野添墓地使用权を申請される方へ

唐崎教会野添墓地使用を希望される方は、当教会墓地管理委員会に相談し、委員会が墓地管理規定第9条に従い、使用条件に問題がないと認めた場合指定の様式に従って申請書を提出して頂きます。使用申請については、事前に墓地地管理規定をご確認頂き規定を順守して頂く事を確約して頂きます。

- 【1】「墓地使用申請及び誓約書」**第 1 号様式**を記入し提出
提出前に墓地を下見されるか、図面を見て希望地区を決めて下さい。
- 【2】申請書が受理されて管理委員会が使用を認めた場合使用权料と管理費を納めて下さい、領収書と「使用权承認書」**第 2 号様式**をお渡しします。
- 【3】墓標等を設置される方は、「墓標等設置申請書」**第 3 号様式**を管理委員会に提出して規定第10条2項に従って手続きを行って下さい。（費用は申請者負担）
- 【4】納骨については規定第10条（8項）（9項）に従い管理委員会に必ず「埋葬(納骨)届」**第 4 号様式**にあわせて「埋葬許可書」を提出して下さい。納骨式を希望する場合は司祭と相談して下さい。
- 【5】墓地使用权者の変更等については第10条（5項）（6項）に従い遅滞なく「使用权継承届」**第 5 号様式**・「住所変更届」**第 6 号様式**を管理委員会に提出して下さい。
- 【6】使用权の凍結・消滅 規定 11 条・12 条に定める通り一定期間、管理費の未納使用权者の所在不明等、当管理委員会が対応不可能になった場合、「使用权凍結通知」**第 8 号様式**・「墓地使用权消滅通知」**第 9 号様式**使用权者又は使用权者、被埋葬者の関係者に凍結又は消滅の通知を送ります。無縁となった場合は当教会合同墓地に改葬します。
- 【7】共同墓地埋葬希望者は「共同墓地埋葬申請及び承諾書」**第 10 号様式**で申請し同時に永代祈祷料を納付し管理委員会の承諾を受けて下さい。
- 【8】改葬希望者は「埋葬遺骨改葬申請承諾書」**第 11 様式**を提出して下さい。
- 【9】使用权の返納に際しては「墓地使用权返納届」**第 12 様式**を提出して下さい。
- 【10】その他墓地に関する詳細については墓地管理委員会に御相談下さい。
なお被埋葬者の埋葬許可書（死亡届提出の市町村発行）・洗礼証明等をご提出頂く場合もあります。
- 【11】墓地は公共性の高い場所です、使用权者は各自の墓所を清潔にして他に迷惑のかからないよう配慮して下さい。

カトリック唐崎教会墓地管理委員会